

令和6年8月28日

農業者各位
(大豆を作付された皆様)

庄内町農業再生協議会事務局

令和6年7月25日からの大雨水害被害に係る大豆ほ場被害への対応について

日頃から本協議会へ御理解、御協力賜り御礼申し上げます。

このたびの大雨水による被害を受けた大豆ほ場の対応について、下記のとおりお知らせいたします。裏面のフローチャートをご確認いただき、対象となる方はお手数をおかけしますがご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象

経営安定対策事業に申請した方のうち大豆ほ場のすき込みを希望している方

2 作業内容

- (1) すき込み実施前に、対象の大豆ほ場の地番を、再生協事務局 (TEL42 - 0168) へご連絡ください。
- (2) ほ場一筆ごとに、すき込み前と実施後の写真を撮影してください。
- (3) 別添「令和6年度経営所得安定対策交付対象ほ場すき込み実施報告書」に写真、作業日誌(栽培履歴)(写)を添えて提出してください。(写真台紙は不足の場合はコピーしてご利用ください。)

3 実施報告書の提出先及び提出期限

提出先 庄内町農業再生協議会(役場農林課)
提出期限 すき込み実施後1週間以内(を目途に)

4 その他

ご不明な点等ありましたら以下までお問い合わせください。

☞ 裏面をごらんください

【担当】

庄内町農業再生協議会(庄内町役場農林課)

電話 0234-42-0168

FAX 0234-43-2246